常布と調庸制

吉川真司

=三常制)→大宝律令(一端=四常制)なる過程を調庯制成立に関連させて推測した。 身が七世紀中期の史料に現われる「布二尋」=-「布一丈二尺」と考えられることから、「改新詔」(常布の未成立)→天武初年(一端 そのため銭貨流通を意図した常規格の否定が行われた。これが和銅~養老期の調席布規格変更の主因と見られる。また、常布の前 とも大宝・養老両律令においては、常布(長さ一丈三尺・推定幅二尺四寸の規格の麻布) 5量を表示する体系——唐律令のそれとは異質な——が形づくられていた。かかる常布の機能は和同開珎発行の前提となったが、 本稿は、 流通経済史的視角を意識しつつ、 布の規格・合成法から調席制の成立・変容の過程を論じたものである。 を基礎として調庯輸納額・物品価値・労 史林 六七卷四号 一九八四年七月

序

における調

間の成立・変容について考察することを目的としている。 年稿は、 律令国家の租税として収奪された布(アサヌノ)の規格・合成法の変遷を通して、 七世紀中後期~八世紀前 期

示された。一九七○年代後半以降は、編戸制等の諸制度との関連を視野に入れた研究が一定の成果をあげている。 日本古代の布の規格・合成法に関する研究は、戦前の沢田吾一氏・喜田新六氏の基礎的事実の解明に始まると言ってよの やがて、一九六○年代には、染織史・服飾史的側面からの研究が進み、実態面を考察する上で貴重な史料が次々に

その場合、 以上が研究史の素描であるが、現在では制度の意義を多方面から解釈する段階に至っていることが明瞭である。 布に関する律令の規定の全体構造の把握・中国律令との比較等の基礎的作業が欠落したままになっている事実 しか

ろから出発することが必要であろう。 は軽視できない。 制度の恣意的解釈に陥らないためにも、今一度、日本の律令の布関係規定の構造と特質を理解するとこ

当然挙げられるべきは流通経済史的視角であろう。一九七〇年代以降の律令財政史研究の新潮流の一たる流通経済論を批 判的に継承して、調庸制の経済的基礎を探るという視角を本稿では十分に意識したい。特に和同開珎発行の前提と影響を では、右の如き基礎的作業の後に、 布をめぐる諸制度から調庯制を論ずるとすれば如何なる視角が有効か。その一つに

布を素材にして考察したい。

方法とはいえ、本稿を律令国家と経済との関係を考察する上での前提的作業の一と受け取って頂きたい。 態面の考察は可能であろうし、法体系の背景に一定の社会的条件を検出することも不可能ではない。従って、® 律令を中心とした制度の分析である以上、実態面への接近は困難であろう。しかし、法の論理の限界の確定の後にのみ実 夙に指摘されている如く、租税に関する律令の規定は生産・収奪の実態を直接に示すものではない。本稿で行なうのが® 些か迂遠な

- 『調の絹絁布について」(『歴史地理』六五-二、一九三五年)。『奈良朝時代経済の数的研究』(一九二七年)第四十章末附録。
- (『続日本紀研究』一二五、一九六五年)、関根真隆「奈良時代の布の一九六八年)、原島礼二「八世紀における絁布生産の技術史的考察」二、一九六七年)、同『日本染統発達史』(一九六五年、改訂版は要』二、一九六七年)、同『日本染統発達史』(『続日本紀研究』一二八、一九九六四年)、同「八世紀の織物生産」(『続日本紀研究』一二八、一九九六四年)、同「八世紀の織物生産」(『続日本紀研究』一二八、一九九六四年)、原格和宗統・事者の表料について」(『南都仏教』一五、一九四年)、同本紀研究』一二八、一九九六四年)
- 一、一九七七年)、同「日本における里制と編戸制の特質」(一九七七) 明石一紀「房戸制の構造と課役制」(『続日本紀研究』一九〇・一九

総布」(『日本の考古学』 N、一九六七年)、など。

一考察」(『立正史学』三〇、一九六六年)、太田英蔵「紡織具と調店

-) 律令財政史の研究史と流通経済論の位置づけについては、石上英一、年予に「4年今財政史研究の課題」(『日本経済史を学ぶ』上、一九八二年)、を参「4年の財政史研究の課題」(『日本経済史を学ぶ』上、一九八二年)、同「律
- 早川庄八「律令「租税」制に関する二、三の問題」(『古代の日本』九、》 狩野久「律令制収率と人民」(『日本史研究』九七、一九六八年)、

一九七一年)、など

三年)、同「大蔵省成立史考」(『日本古代の社会と経済』上、一九七八年度歴史学研究会大会報告『歴史における民族と民主主義』、一九七① 近年では、石上英一「日本古代における調店制の特質」(一九七二

法を意欲的かつ厳密に用いている。本経済史を学ぶ』上、一九八二年)、などが租税論の分野でかかる方中経済史を学ぶ』上、一九八二年)、などが租税論の分野でかかる方史学研究』四八四、一九八〇年)、同「律令国家財政と人民収奪」(『居年)、同「日本賦役令における法と経済についての二、三の問題」(『歴年)、同「日本賦役令における法と経済についての二、三の問題」(『歴年)、同「日本賦役令における法と経済についての二、三の問題」(『歴年)、同「日本賦役令における法と経済についての二、三の問題」(『歴年)、同

I 日本律令と常布

独自の性質とその社会的背景を考察したい。 本章では、 日本律令における布関係の規定を集成し、その論理構造を抽出する。さらに唐律令との比較から、 日本律令

(1) 日本律令における布関係規定の構造

日本律令の布に関連する条文は、第一表側の如くである。(以下、条文引用に際しては、第一表側の記号@~⑫・⑦~②を使用す@

⊗)と、庸布関係の条文(「庸」「常」字を用いるもの: ©・Φ・Φ・Φ・Φ・Φ・Φ)とに便宜的に区分して考察を進めることにする。

(a) 輸納について

注意すべき点は、畿外の正調には「随"郷土所出」という原則があり、布は絹・絁・糸・綿などと並ぶ正調の一品目たる まず調布に関しては、 畿外では正丁一人につき二丈六尺、 京畿内では半額の一丈三尺という輸納額を規定する (**④**)。

に過ぎないのに対し、京畿内では「皆」布のみを輸納するということである。

いる。また、実際には米・塩・絁・糸・綿等も収取されていたにも拘らず、庸の品目として布のみをあげている点は興味® 六寸の一○日分である。京畿内は「不、在″収、庸之例、」とあるが、これは庸で代納される歳役自体の免除規定と見られて® 次に庸布に関しては、畿外では正丁一人につき二丈六尺を輪納する規定であるが、これは法制上は歳役の一日の庸二尺

深い (以上®);

(b) 合成について

と呼ばれており、「人身」別輪納物 (=非合成物) であったことが確認される。 従って、 京畿内では特例として調布を® 皆随、近合成」も丁数合成を明示しない京畿内調布に及ぶか否かは決し難い。 一方、 この京畿内調布は後に「人身之布 外では二丁分を合成し、長さ五丈二尺・幅二尺四寸を一端とする。ただし、京畿内調布には合成規定が付されていない。 調布と同じ二尺四寸であると考えられる。) これに関する『令集解』穴記の「京畿内。四丁成」端也。」という注釈は単なる法文解釈上のものと思われ、また®の「調® 「端」単位に合成せず、一丈三尺のまま輸納するというのが令規定の本義であったと考えられる。 正調たる繊維製品にはすべて、輸送・取扱い・消費の面で便利なように合成規定がある(④・®)。 (幅については、 調布の場合は、

には合成しなかったと考えられる。 庸」を二尺六寸とし、®の「中功」で「一常得"五功"」とすることから、一常=二尺六寸×五=一丈三尺、と計算される® (幅については後述)。従って正丁一人分の庸布二丈六尺は、一常=一丈三尺を二単位(つまり二常)輪納し、上級単位 次に脯布であるが、令規定では脯布の単位は「常」である(⑪)。 一常の長さは、〇・〇・〇で一人一日の

使途について

禄物は全調物量の一割強を占めるのみであって、官司運営費等の調物の主要な使途は令文に規定されていない。 鉄等の食料に非ざる物品とともに支給されるのであって、布は現物支給される禄物・賻物の一品目たるに過ぎない。また、 各費目の中、 調布には、©季禄・⑪位禄・東宮雑用料・①号禄・⑩賻物に充当する規定がある。 一の使途。 及び調布の使途全体の中では、令文上に現われた調布の使途は主要なものではないと考えられる。 令の規定では布のみを庸とする(©)ので、布とは明記しないが、庸の使途を定めた®の「衛士仕丁采女 しかしこの場合、絁・糸・綿

4

畿

法文上の庸布の使途の本義は「食」以外、 布本来の使途ではない。) しかし、 及び 「役民雇直及食」 が庸布の使途ということになる。 庸布は食品ではないので、●の「食」は少なくとも法的には不備と言えよう。 すなわち「役民雇直」であると考えられる。 (⑪の位禄の庸布は、封戸の庸 の代給物であるから庸

(d) その他

なお、 収取・支出の面では正調の一品目にすぎない調布が、このように物品価値の基準として使用されている点、 調布については、 或いは「財物」の一種として把握できよう。 受は調 R布のかかる性格を背景にした規定とも読める。また、®の「束修の礼」に用いられる調布の性格は、® ®・①・№・⑦・⑤~⑪・②で「端」が 「官物」 「蔵物」「財」 「財物」 等の額の基準となって 注目に値する。

用いられていると言えよう。® 寸と規定され、これが庸布の収取・支出の論理的基礎となっている。従って、庸布は人間の労働量を表示する基準として 方、庸布については、 合成を検討する際に触れたところであるが、 日本律令では一人一 H 1の労働 0 「庸」 が

当され、 いられていること、が判明した。 以上の検討の結果、 物品価値の基準とされていること、 日本律令では(京畿内の特例を除けば)、調布は五丈二尺=端を単位とし、 庸布は一丈三尺=常を単位とし、役民の雇直に充当され、 禄物 労働量の基準に用 賻物に (t 充

次に調布・庸布相互の関係を考察する。

値 かゞ .調庸両布の基準たり得たこと(≡章史料⑤)、養老元年十二月に調庸布が合成され得たこと(≡章史料③) の理由はここに求 (の基準) まず注意すべきは、法文上では両者は同一の品質と見做されている点である。その根拠は、 と庸布 (労働量の基準) が出現し、 両者が区別されていないこと(®) である。 和銅五年十二月に同じ 同一条文中に調布 (物品価 一常」

められる。 また、 両者が同品質である以上、織幅も同一(二尺四寸。 🛭 。)と想定される。 従って、 庸布の単位布= 一常

布」とは、長さ一丈三尺・幅二尺四寸の布と考えられる。

る。 れ 倍数関係によって表示するという体系が構築されているのである。@ ことになる。このように、日本律令では、 布の規格系列は、一丈三尺=京畿内調布、二丈六尺=畿外調輸納量、五丈二尺=一端、と倍数的に設定されているが、そ の最小のものが常布なのである。庸布についても、一丈三尺=輪納単位、二丈六尺=輪納量、という倍数的な系列が見ら ここで注目されるのは、 そしてその結果、両者の性格 常が単位となっている。 京畿内の調布が規格面で常布と一致することである(京畿内調布の規格は心で考察した)。 即ち、 ――物品価値の基準・労働量の基準――が総合され、布による一つの体系が構成される 調布と
扇布は
それぞれの
規格系列の
最小単位
たる常布を
結節点として
つながる
訳であ 調庸輸納額・(使途)・物品価値・労働量を同じ布 (常布) で基礎づけ、その 調

調・庸で異なること、の三点から、最も基本的な単位としてまず常布があったと考えられ、調布・庸布の規格系列の設定 についても以下の如き推測が可能となろう。 なお、 右の如き日本律令の価値表示体系の基礎が常布であること、 単位名が常・端のみであること、二丈六尺の性格

- まず、庸布として収取する常布一単位(一丈三尺)を京畿内の調布の輪納額・輪納単位とする。
- (1) 畿外調の輸納額は京畿内調の倍額(二丈六尺)とし、庸 (畿外のみ) の輸納額をそれに一致させる。
- () 調布は二丁で合成し、五丈二尺―一端 (輸納単位) とする。 (→物品価値の基準)
- (工) 日分の庸は二丈六尺を一〇(日)で割り、二尺六寸とする。 (→労働量 の基準
- 味が、二尺四寸幅 ⑦~氏は飽くまで推測の域を出ないが、従来ほとんど論じられなかった規格の設定方法や調布・ の常布を基礎に考えれば明瞭に説明できるのは確かであろう。 庸布の合成法の相違の意

以上のように常布が価値表示体系の基礎となった背景に、京畿内での常布の一定程度の現物貨幣的な流通を想定するこ

め とが可能である。 日本律令の母法たる唐律令の規定とその構造を検討することにしたい。 しかし、 日本律令の条文の解釈のみから得られた理解を拡大応用するのは危険と言える。そこで節を改

(2) 唐律令相当条文の検討

衲 布 ・ 庸布の差異も見出し難いので、絹と布の両者の性格と関係を前節の似~似の各側面から検討し、 表公は、 前節で考察した日本律令の布関係条文に相当する唐律令の条文である。 唐律令では絹に関する規定が多く、 日本律令との比較

(a) 輸納について

を行なうという方法をとることにする。

唐律令では®・®・©で租調庸の輸納を規定する。

まず調庸の品目であるが、

内調・
庸が布のみという日本律令に比して、特に調
庸間の差という点で相違がみられる。

唐律令では正調・庸の本色がともに絹と布の二本立てである。

正調に糸・綿をも含み、

民間の絹と布との等価の丈尺比を反映していると考えられる。® は調庸の双方において絹と布の輸納額の比が一対一・二五になっているのが注目される。この比は、 ○日分の庸の合計長(絹なら六丈=一匹半、布なら七丈五尺=一端半)を記さない点も異なっている。さらに、® 次に調庸輸納額については、調と庸の比が日本律令では一対一、唐律令では一対三になっている。また、 (隋開皇令立法時の) 唐律令では二 唐律令で

畿内制未採用時の規定を継承したためであろう。 で実施しなかった。 帝が初めて実施し、 唐律令には京畿内特例規定が付されていない点も重要である。 唐賦役令が開元二十五年令でも京畿内特例規定を付さないらしいのは、 東魏・北斉に継承された。その後、 日本で京畿内の調半免・庸全免という優遇措置が行なわれたのは大宝律 隋では煬帝在位中に畿内制を採用したが、 中国の畿内制は、『周礼』に範を取った北 特例の存否はともかくとして、 唐では開元二十一年ま

せよ、 令以後と推定されているが、 唐律令に京畿内特例規定がないことから、 かかる制度の継受に関しては不明な点が多く、今後の課題として残される。 調品目に常布やそれに類する布・絹が現われないことは注意されねばな ただ、 いずれに

らない。

(b) 合成について

では「六丁成、匹」の如く丁数を基準とした合成が調のみで行われるのに対し、唐律令では「布五丈成、端」の如く一定の は常布を輪納する、という条件に制約されて、合成を調のみに限定し、しかも調品目が多種類であったところから生じた ・布なら二端を輸納するように企画されていたものを、日本律令では、①各丁の調庸品目が必ずしも一致しない、® 長さを基準とした合成が調庸を問わずに行われるのである。この相違は、唐律令では各丁が調庸を合成して、絹なら二匹 合成に関する条文の・®との・®を比較してまず気付くのは、日唐両律令の合成の原理の相違である。即ち、 日本律令 ②庸に

く概観される。 次に注目されるのは匹・端という単位の性格の相違である。中国の匹と端については既に詳細な研究があり、の 以下の如

と考えられる。

〈先秦~南北朝〉 用された。 匹=四丈、端=二丈。これが本義で、匹・端は長さの相違を表わすに過ぎず、絹・布のいずれにも使

〈北魏~北周〉 匹=四丈、端=六丈に変更。匹・端は長さを表わすのみで、 調収取の際には絹も布も匹単位に合成して

〈隋・唐〉 た。(かかる匹・端のありかたを以後「布端絹匹制」と略称する。) 匹=四丈、端=五丈と変更。調庸収取に関連するものと見られ、 「税財政上」は布に端、絹に匹が使用され

〈五代以後〉 布端絹匹制が崩れる。匹に二尺の「耗」を加えて四丈二尺とした以外、匹・端の長さは基本的に変わらな

次に庸について。

日唐賦役令計帳条D・Dは内容が相違する。

課役全体の予算を対象とする®を、®では庸の収支に限

則から一丁あたりの輸納額の比となり、それが合成後の長さの比にまで貫徹している。このように、五丈端の創出は合成の 合成後にも残存し、また長さの相違という本義が忘れられ、匹・端は繊維の種類を表示するものとなった。このように、 で均額賦課の原則を守りつつ、同一長への合成を可能にしている。こうして使用上の便は得られたであろうが、 するのである。令制定時には絹と布とに大きな価格差があったと想定されるにも拘らず、布と絹の合成丁数を変えること を簡便にするための措置と考えられる。また、その結果、 当面 これに対し、日本律令の匹・端は大きく異なっている。 問題となる布端絹匹制について補足する。唐律令では、 即ち、 端布と匹絹は価格面での互換性を獲得したことにもなる。 絹対布=一対一・二五なる等価の丈尺比が、均額賦課の原 日本律令では匹と端が共に五丈二尺で、長さの点で一致 価格差が

(で) 使途について

日本律令では布端絹匹制は形式的に継受されているに過ぎないのである。

に対し、唐律令では調庯の使途が明確でない。その理由を検討したい。 (1)節で述べた如く、 日本律令では調布→禄物、 屑布→役民の雇直と、 調布 ・庸布の使途が条文上に現われていた。

は、 る規定なのであり、そこに調物が現われないのは当然であろう。従って、日本令@・��・①・①で調の使途が現われたの® まず調について。 官人の禄を租から食料の形で支給する唐令の規定を、 唐令©で禄として支給されているのは「当処」の租粟と考えられる。 調から必要物資の現物を支給する規定に変更した結果に過ぎな 即ち、 唐令の禄は租から支給す

定して書き換えているのである。その際、「充」衛士仕丁采女女丁等食」」という日本令に独自の規定を挿入したため、「庸 の本義たる「役民雇直及食」を「以外」の使途として書き加えざるを得なかったものと見られる。従って、日本令で庸布

い使途が明瞭であるのも、令文書き換えに付随したものに過ぎないと考えられる。

意味で、日本律令の価値表示体系に調布・庯布の使途が組み込まれたのは論理的な必然性に基くものとは考え難いと言え れたのも、使途を表示する目的があったというよりは令文書き換えに伴ういわば偶然事と見做したほうが良かろう。 目的を表示するため、わざわざ令文に使途を明示する必要はなかったと考えられる。これを継受した日本令で使途が現わ (前節で日本律令の価値表示体系を表現する際に使途については括弧付にしたが、ここ迄考察すれば使途を体系内に 「庸」の中国での本義は、 調―収取・調達、 庸─雇傭料である。 唐令では 調 「庸」の語自体が伝統的な収取

d その他――物品価値・労働量―

含めて考える必要性は消滅したと思われる。)

用いられているとして良かろう。 に絹の単位と考えられる。従って、匹・段の両者を用いる理由は未詳であるが、いずれにせよ物品価値の基準として絹が 唐律令で物品価値を表示するために用いられている単位は、匹(⑮・怭・ヴ・蛍~労・⑦~⑦)及び段(⑪・⑽)であ 次に労働量の基準であるが、©では絹布両者が、⑦では絹のみが用いられている。(®・®の労働量基準規定に相当する 匹は⑥で「准、絹為、価」、 ⑦で「上絹佑」とすることから絹の単位と見られる。段も「一匹の半分」の意から基本的® (尤も、前述の如く匹絹と端布が価格的互換性を有している点は見落せない。)

ものは⑥・◎に見えない。)◎は任土作貢の原則に基く課役の規定であるため、絹布双方を明記したものであろう。この◎ を併考すれば、 からは絹布双方を労働量の基準としていることが読み取れるが、その順序(絹が先)、及び①が絹のみの規定であること 絹が中心に置かれていると判断できる。

労働量が単純な倍数関係で結びつくことがない(絹の場合、 布のみを用いる日本律令とは明らかな差異である。また、唐律令には常布が存在せず、ために日本律令の如く物品質 この様に、唐律令では、物品価値・労働量の基準としては絹が中心的に、布が補完的に使用されていることが判明した。 一匹―四丈は一日の労働量―三尺の倍数にならない。 布も同

ことができるであろう。

様 (調分) 二二匹、 のも重要な相違点として注目する必要がある。 という具合(以上絹の場合。 布も同様)に心で述べた調庸合成という収取のあり方に規定され、 唐律令では、三尺×二〇日=六丈=一匹半、 匹半 (庸分) 物品 半匹

値と労働量とが複雑・非倍数的に結びつけられているのである。

- (a)~(d)の考察の結果を総括すれば、
- (i) と見られる。この点、 唐律令では、 調庸輪納額・物品価値・労働量の基準として絹布両者が用いられるが、 ほぼ布のみを基準とする日本律令とは性格を異にする。 絹が中心的、 布が補完的なもの
- (ii) 唐律令には、 絹布の等価の丈尺比・調腈収取のあり方に密接に関連した布端絹匹制が存在する。 日本律令はこれを形

式的に継承したに過ぎない。

(iii) 純な倍数関係で結びつくことはない。 日本律令の常布、またはそれに類する絹や布が唐律令には存在しない。このため、 唐律令では物品価値と労働 量 が

単

二元性と調庸合成制とに規定された複雑かつ非倍数的な体系であり、 ていた。 このように、唐律令にも価値表示体系が存在することが判明したが、それは(布端絹匹制に象徴されるような) かかる相違の原因は、 古代日本の絹の生産・流通の後進性と、それに代わる常布という特殊な布の存在に求める 日本律令の単純かつ倍数的な体系とは様相を異にし 基準の

本稿に関連すると思われる条文のうち、当該部分を唐律以外からは復と考えられるので、考察は義老律令によって行なう。また、養老律のと考えられるので、考察は義老律令によって行なう。また、養老律の本稿で問題にする諸論点に関する限り両律令間に本質的な差異はないす。但し、大宝律令は周知の如く全文を復原することはできないが、

学雑誌』六七-三・四、一九五八年〉、但し長山泰孝「歳役制の成とされるものに、©賦役令歳役条(背木和夫「雇役制の成立」へ『史とされるものに、©賦役令歳役条(背木和夫「雇役制の成立」へ『史禄律主守導令囚翻異条)についてはこれを除外して検討する。なお、獄律主守導令囚翻異条)についてはこれを除外して検討する。なお、原できないもの(廐靡律庫蔵主司技検条、雑律錯認良人為奴婢条、駅

交関条に「____布価」の語があったことが推測されており(橋本裕 発見された古本令私記の注釈から、大宝関市令毎肆立標条または官私 「所 蔵 古本令私記所載の令条文について」 (3)関西学院大学人文論「唐招提寺 古本令私記所載の令条文について」 (3)関西学院大学人文論 **〈『史学雜誌』 八五 - 三、 一九七六年〉) がある。 このほか、 近年**

究』二五‐三、一九七五年〉)、価値表示体系の変更(■章)という側

- 材料として言及される布(軍防令備戎具条、衣服令武官朝服条、雑令 面からの詳細な検討が必要と思われる。 給衣服条など)については検討の対象から除外した。 系・律』及び『訳註日本律令』二・三巻によった。) ただし、物品の ▲~のは令、⑦~②は律の条文である。(復原は『新訂増補国史大
- を経た後に行なうべきものでもある。なお、②は調布・脂布のいずれ はあくまで便宜的なものに過ぎない。また、区分の設定は本来は検討 に含めるべきか判明しないため、区分の対象からは一応除外すること 律令では調布・脂布に品質上の差はない(後述)ので、かかる区分
- 調
 脂
 制
 の
 特
 質
 」
 (
 前
 掲
) 日本律令の崩規定の不備については、石上英一「日本古代における
- 青木和夫「雇役制の成立」(前掲)
- 米)、など。 慶雲三年閩正月戊午条(絁糸綿)、神亀六年志摩国輪崩帳(『大日本古 文型』一巻三六五頁、塩)、天平十七年木工寮解(同二巻四〇一頁) 『令集解』賦役令歳役条古記(綿米塩)、実例としては、『続日本紀
- 角山幸洋「写経事業従事者の衣料について」(前掲)。
- (8) 『令集解』賦役令調網拖条。
- 穴記の成立した弘仁・天長期(井上光貞「日本律令の成立とその注

- る(次章参照)からである。 銭輪納が一般的であろうし、蓬老元年には調布合成法が変更されてい 釈書」〈日本思想大系『律令』解説、一九七六年〉)には京畿内では調 12
- 10 『続日本紀』慶雲三年二月庚寅条。
- 11) ても氏の証明は成立しうるので循環論にはならない。 明石一紀「調肝の人身別輸納と合成輸納」(前掲)。この史料を除い
- (12) 造になっているためと考えられる。従って、京畿内調布の幅も二尺四 い。これは畿外調布の幅を示して京畿内調布の幅をも自動的に示す構 寸と考えるのが最も無理がなかろう。 同一条文(②)内で同様に「布」と記し何ら差異を表示していな
- 七七年、発表は一九六五年)。 鬼頭清明「位禄の支給額と課丁数」(『日本古代都市論序説』、一九
- 『令義解』営繕令計功程条
- 明石一紀「調崩の人身別輸納と合成輸納」、服藤早苗「古代の女性労 世紀における調所制の変遷」、など。非合成説は註10鬼頭論文のほか 「段」合成説は、喜田新六「調の網絁布について」、長山泰孝「八
- Œ 働」、など。 高橋崇「律令制給与の数的研究」(『律令官人給与制の研究』、一九 (いずれも前掲)。
- を参照のこと。 題」(『正倉院文書と木簡の研究』、一九七七年、発表は一九七六年) の礼が実際に行なわれていたと推測される。 東野治之 「調墨書銘」 『旧唐書』東夷伝日本国条から、唐令とは異なった調布による東修
- 織布長」と解した。この原島説が成立し難いことは森明彦「麗役制の る絁布生産の技術史的考察」(前掲)は滝川政次郎『日本奴隷経済史**』** (一九三〇年)の「法定貸録」説を批判し、単なる「一人一日の平均 この一人一日二尺六寸なる基準について、原島礼二「八世紀におけ

いずれにせよ法定上の労働量の基準であることは疑いなかろう。財政史的考察」(『続日本紀研究』二二八、一九八三年)に詳しいが

- ⑩ 角山幸洋「写経事業従事者の衣料について」(前掲)。
- ③生ぶらくよでもこの届を重制するものであったことは産見できない。 可可は法規定上のもので実際の質徹度は不明であるが、律令国家側の四寸は法規定上のもので実際の質徹度は不明であるが、律令国家側の四寸は法規定上のもの幅で代表させているためであろう。)尤も、幅二尺を賦廃中苗「古代の女性労働」(前掲)は常布の幅を一尺八寸と想定◎ 服藤早苗「古代の女性労働」(前掲)は常布の幅を一尺八寸と想定◎ 服藤早苗「古代の女性労働」(前掲)は常布の幅を一尺八寸と想定◎ 服藤早苗「古代の女性労働」(前掲)は常布の幅を一尺八寸と想定◎ 服藤早苗「古代の女性労働」(前掲)は常布の幅を一尺八寸と想定◎ 服藤早苗「古代の女性労働」(前掲)は常布の幅を一尺八寸と想定
- 政史的考察」(前掲)が简単にふれている。「価値尺度」に布が用いられることについては、森明彦「雇役制の財が、あくまで中心は布であると考えて良かろう。 なお、 日本律令の② 日本律令で他に価値表示に用いられうる物品としては銭・銅がある
- る。 二丈六尺は、調布では端の半分、扉布では常布二単位として存在す
- 島説(註®)には疑問を感じる。 この意味からも、二尺六寸を一人一日の平均織布長の実態とみる原
- の差異は一応捨象した。また、唐律令には別表一〇であげたもののほた。なお、唐では数度にわたって律令が改訂されているが、各律令問め 律は『訳註日本律令』二・三巻、令は仁井田陞『唐令拾遺』によっゆ 狩野久「律令財政の機構」(『岩波講座日本歴史』三、一九七六年)。

かに布・絹の出現する条文が存在する。それは、⑴日本律令にも存在

- したと思われるが唐律令によるほかに復原できないもの(註①)、② したと思われるが唐律令には存在したが日本律令への書き換えの段階で省かれたと考えられるもの(葡禁律越度縁辺関塞条、賊盗律監臨主司自盗条、賦役令復原第一条〈江南諸州租布〉、廐牧令復原第六条、関市令復原第四条など、③物品の材料として言及されるもの(軍防令、衣服令、楽令、など)、③物品の材料として言及されるもの(軍防令、衣服令、楽令、など)、③物品の材料として言及されるもの(軍防令、衣服令、楽令、など)、③物品の材料として言及されるもの(軍防令、衣服令、楽令、を求め、維令などに数例)、に大別されるがすべて省略した。このうち、本稿で問題にする価値表示体系に関連し、結論にとって例外的存在となるのが廐牧令復原第六条(網から稲〈日本廐牧令毎乗駒条〉に書き換える)であるが、これについては日唐の中央 地方の財政形態の違いなどから更に考えたい。また、唐律令では日本律令』五巻、名例律第五条解説〈滋賀秀三氏執筆〉参照)点なども価値表示体系の考察に際しては注意されねばなるまい。
- 篇(一九七四年)三‐I‐5、参照。は麻布を指すこととする。日野開三郎『唐代租調庸の研究』一・色額)本節で以後「緭」「布」と表記する場合、前者は綾・絹・絁、後者
- なる。布についても同様。 網の場合、調は二丈、扉は一日三尺の二十日分の六丈、で一対三と
- 英一「日本古代における調ជ制の特質」〈前掲〉)。 「これはあくまでも実役徴発を正法としているからである」(石上
- 日野開三郎前掲書、三-Ⅱ-1。
- 日中関係史の研究』、一九六八年、発表は一九六四年)によった。) 畿内制の変遷については曾我部游雄「日中の畿内制度」(『律令とした
- 別府については青木和夫「雇役制の成立」(前掲)、調については長山く調半免にも見られるので、唐の措置の実際については更に考えたい。がとられなかったとする。ただ、日本の京畿内優週は肝全免のみでながとられなかったとする。ただ、日本の京畿内優週は肝全免のみでながとられなかったとする。ただ、日本の京畿内の過担経減措置

- られたと解するのが妥当であろう。 者ほどの確実な根拠はないが、やはり大宝令で同時に優遇規定が設け 泰孝「畿内制の成立」(『古代の日本』五、一九七〇年)。後者には前
- かも知れない。 講座』六、一九八二年〉)、或いは両者の整備期も一致(大宝令)する ば(岸俊男「日本における「京」の成立」 ぽに お け る 日本古代史 年)、など。なお、畿内制の成立と「京」制の成立が関連するとすれ 立」(『山梨大学学芸学部研究報告』五、一九五四年)、早川庄八「律 新詔と畿内制の成立」(『続日本紀研究』 二〇九・二一〇、 一九八〇 令制の形成」(『岩波辭座日本歴史』二、一九七五年)、長山泰孝「改 日本の畿内制については註⑫・⑭各論文の他に、関晃「畿内制の成
- かもこの調脂は一括して徴納されることになっていた」(日野開三郎 布」(『中国法制史研究』土地法・取引法、一九六〇年、発表は一九 前掲書、三-Ⅱ-序) という。 なお、 この合成はトルファン発見の 三〇年)参照。 「届調布」 によって証される。 仁井田陞 「吐魯番発見の府調布と租 唐では「調色が絹なら前色も亦絹、調色が布なら庸色も亦布で、し
- 年)があり、他に鈴木俊「匹(疋)と端」(『石田博士頌寿記念東洋史 同「唐代府調の布絹課徴額と匹端制」(『法制史研究』一五、一九六五 論叢』、一九六五年)がある。 日野開三郎前掲書、三-Ⅱ-1に依拠した。なお同論の前提として
- 用いられ、端は少なかったという。 日野開三郎前掲書、三-Ⅱ-1によれば、民間では布にも匹が多く
- 日野開三郎前掲書、五-Ⅱ。
- 日野開三郎前掲書、三-Ⅱ-1。
- り切るための措置と思われる。 ②の絹絁の匹は長さ五丈一尺であるが、これは合成人数の六丁で割

- (12) 『唐令拾遺』倉庫令復原第三条。日本倉庫令には対応条文が見出せ
- **(13)** 〇生。 鈴木俊「唐の戸税と均田制」『均田、 租脂調制度の研究』、一九八 14
- 主要使途とは見做し難く、例外として処理したい。 ◎については「段」の理解(後述)から調網と考えられるが、調の
- 日本思想大系『律令』補註、賦役令5(吉田孝氏執筆)
- の研究」、一九六九年)。 菊地康明「律令制収取体系と土地所有の関係」(『日本古代土地所有
- については早川庄八「律令制と天皇」(前掲)参照。 は同様に存在するので、『唐令拾遺』に従ってここに収めた。①・① 日勅の註である。①の論奏式と性格は異なるが、法文書き換えの問題 ①は唐令ではなく『唐六典』所戦の皇帝の勅命下達文書の一たる発
- 『訳註日本律令』五卷、名例律第三四条解説(滋賀秀三氏執筆)。
- **4**9 諸橋轍次『大漠和辞典』「段」台。
- 四、一九六四年)を参照のこと。 えて従い難い。なお、小野勝年「匹端と匹段」『東洋史研究』二〇-(同氏前掲書、三-Ⅱ-1)が、先述した「端」の長さの変更から考 日野開三郎氏は「段」が「端」と同義であるから布の単位だと見る
- ついては断案がない。単に逸文の未発見によるものか。 ®については唐に常布が存在しなかったことで説明がつくが、®に
- 日野開三郎前掲書、五-N。
- 令』補註、賦役令35 b(吉田孝氏執筆)が簡単にふれている。 「価値の基準」の日唐両律令間の差については、日本思想大系『律
- 日本律令では、一端=五丈二尺=二尺六寸×二〇=二〇日分の労働 と簡単な倍数関係になる。

П 常 布 の 消 滅

因に検討を加え、 常布は、 和銅~養老期の布規格の変更によって制度的に消滅する。 更には常布の歴史的意義に一定の評価を与えたい。 本章では、 I章での論点を基礎にしてその過程と原

(1) 和銅~養老期の布規格変更

することから始めたい。関連史料は以下の①②③である。 同時期に実施されているのであり、 々に実施された。これらの施策は相互に関連しつつ律令制支配を深化させたと思われるが、本章で論じる布規格の変更もの 平城遷都直後の和銅~養老期には、 前述の諸施策との関連も予測される。そこで、本節では、まず規格変更の経過を確認 中男作物制、 民部省勘会制、 郷里制、 計帳歴名の作成と京進などの重要な施策が次

(1) 和銅六年二月十九日格②

長二丈六尺

和銅七年二月二日制 ③ 其庯布以二丁1成、段。

(2)

尽者。 制 便納(官司)与(和価)。或限外売買。没為(官物)。有(人糺告)。皆賞(告者)。其帯、関国司。 以『商布二丈六尺』為、段。 不、得、用、常。 如有,蓄"常布,自擬"産業,者。今年十二月以前。 商旅過日。 悉売用畢。 審加」勘搜。 或貯積稍多。 附、使言上。 出売不り

- 3 養老元年十一月廿二日詔・十二月二日格
- (b) (a) 調布。 詔曰。 ……布雖、有、端。 長肆丈弐尺。闊弐尺肆寸。一丁輸1弐丈捌尺。 稍有、不、便。 宜,随、便、用更定;端限。 所司宜,显 1 一丁翰物 1作;安穏条例。…… 腈布壱丈肆尺。幷肆丈弐尺。即以為√端。······(十二月二日格 ⑤ (十一月廿二日詔)
- (c) 庸布。 布翰。一人一丈四尺。以,二丁之府布,成、段。 (十二月二日格)

それぞれに説明を加えたい。

位となった訳である。①は、この常布を正丁二人で二丈六尺に合成し、「段」なる単位名を以て収取することを目的とし れが慶雲三年二月十六日制で「当欲、軽、歳役之庸、息・人民之乏。」なる理由で半減された。即ち、正丁一人の庸が常布一単® たものである。 べた如く、大宝令では畿外正丁一人につき、庯布二丈六尺を一常=一丈三尺なる常布二単位で輸納する規定であった。 ①は『続日本紀』同日条に「始制』度量調庯義倉等類五条事。 語具"別格"」とある「別格」の一と見られる。 I章で述

が、これは他史料に見える商布の生産地と一致し、興味深い。 ず、新規格の強制は同一の意図に基くものと思われる。なお、②は商布の初見史料である。商布とは、 丈六尺で変化がなかったらしい。 また、 ②から商布が「帯」関国」以遠から「商旅」によって搬入されたことが知られる。 同一のものと見られる。商布は、のちに交易雑物・地子交易物に大きな比重を占めるようになるが、その長さは以後も二のものと見られる。商布は、のちに交易雑物・地子交易物に大きな比重を占めるようになるが、その長さは以後も二 央政府に流入する布全般を指す概念と考えられ、実体的には八世紀の史料に現われる「祖布」「交易布」「租交易布」との (組) ②は、①と同じ「段」規格を商布にも「不、得、用、常。」と強制したものである。①と②には約一年の間隔があるに過ぎ 調庸以外の形で中

になった。この四丈二尺端・二丈八尺段なる規格は以後も長く使用され、『延喜式』にも継承された。 八尺・一丈四尺とする(幅は二尺四寸)。 合成に際しては、 6)正丁一人の調布・庸布を合成し、四丈二尺=一端とする、 その一部と見られる。この新規格・合成法を略述すれば、まず、畿外正丁一人の調布・庸布の輸納額をそれぞれ長さ二丈 (c) ③について。

回の十一月廿二日詔を受けて作成された「安穏条例」が十二月二日格で施行されたものであろう。 (調が絁などの他品目である場合と考えられるが)二人分の庸布を合成、二丈八尺=一段とする、の二方法をとること (b) (c) は

く新しい段・端の規格・合成法に変更した、と把握される。 以上が規格・合成法の変更の経過である。 概略的には、 和銅六年に段規格を設定し(端は令制のまま)、 節を改めて変更の原因を考察したい。 養老元年に全

年九月甲辰)。

(2) 布規格変更の原因

する の中に検出したい。 る性格が付与されていた以上、これとの関連を捨象して論じることはできない。そこで、本稿では長山泰孝氏の①②に対 か :の社会的要因を想定することも可能である。 布の規格は中央における被服用布量に制約されるため、 :節で概観した布規格・合成法の変更に関して試みられた従来の解釈の多くは、 「貨幣政策的な意味があった」とする評価を継承し、 しかし、一方、 和同開珎発行・価値表示体系変更との密接な関連を①②③全般 かかる解釈は一定の有効性をもつ。 I 章で述べた如く布には日本律令の価値表示体系の基準た 旧規格の不便さにその原因を求 また、 変更の背景に何ら めてき

けが指令された。そして、 由に決定しうる銭貨を充当することにあった、とされる。 年以降の貨幣政策は銅銭の流通促進・比価決定の二点に絞られることとなる。 ない銅銭は、 まず和同開珎発行の経過を略述する。 律令国家の支払手段としての一方的投入という状況と相俟って、 同年から翌三年にかけて銅銭への一元化が図られるのであるが、 和同開珎発行の目的は、 和銅元年には銀銭・銅銭が発行され、翌二年には両銭の使いわ1的は、平城京造営工事に必要な功直の財源として法定価値を自 なかなか流通しなかった。そこで、 地金 一の流通という背景を持た 和銅四

子・十二月庚申)、 銅銭の流通促進には以下の方策が取られた。⑴銭による禄法の決定 (3)郡稲と銭との交易促進(五年十月乙丑)、(4)蓄銭による郡司任用(4)九日) (和銅四年十月甲子)、 (六年三月壬午)、⑤択銭の禁止 (2)蓄銭叙位法 (四年十 -月全世

また、 比価決定に関する史料は以下の如くである。

(5) 4 和銅五年十二月辛丑 和銅四年五月己未〈十五日〉 以1榖六升1当1銭一文。 令Fil 百姓 1交関各得

制 ……又諸国所,送調庸等物。 以、銭換。 宜,以,銭五文,准,布

- **(6)** 養老五年正月丙子 (計九月) 令+11天下百姓。以1銀銭一1当1銅銭廿五。以1銀一両1当11一百銭8
- 養老六年二月戊戌 〈甘七日〉 詔曰。……更量』用銭之便宣。欲」得』百姓之潤利。其用』二百銭1当』一両銀。……

ている。これ以後、重要な貨幣政策は暫時姿を消す。 こうした一連の施策の結果、 銅銭は徐々に流通し始めたらしく、 養老六年九月には畿内近国六国の銭調輸納が行なわれ

端=四常=二○文)。つまり、銅銭は従前は端布に存した物品価値の表示力をも獲得したのである。 このように、 体系全体が、銅銭という新しい単一の基準を以て書き換えられるという重要な転換を意味すると考えられる。 は単なる布と銅銭の比価決定ではなく、常布を基礎として調腈輸納額・物品価値・労働量を倍数的に表示する日本律令の 単なる比価決定たる④⑥⑦と異なり、律令の価値表示体系にとって重要な意味をもつ。即ち、 った。しかのみならず、常布と銅銭の換算率を示したことにより、常の上級単位たる端も銅銭との換算が可能になる(一 一文と決定されたと考えられ、布によって表示された労働量(一功=二尺六寸)は銅銭によっても表示され得ることになる さて、ここで問題にする必要があるのは史料⑤の意味である。⑥は調庸物を銅銭で輪納する際の換算率の設定であるがの ⑤の換算率設定では一功=

以上の論点を基礎に①②③を解釈したい。

が、この雇直としての庸布 在意義は銅銭によって剝奪されたのであるから、 布は不要であるばかりか、 定価値・発行量を決定し得る銭貨のほうが支払手段としてはより有利だからである。かかる状況下では、 ①②について。和同開珎発行以前には「役民雇直」として令規定の庸布(常布)が実際に支出されていたと考えられる ①②の常規格否定・段規格強制は常布の除去・和同開珎の流通促進という目的の下に推進されたと考えられる。 長山泰孝氏は 「常布をやめて段布を強制したのは、一〇文以下の小額の取り引きは銭をもって行わせるという貨 銭貨流通の障害にさえなるものであろう。 (常布)の役割は銭貨発行以後には低下したと考えられる。何となれば、 銅銭の流通促進のためにはその存在自体が否定されても問題はない。 一方、⑤によって価値表示の基礎としての常布の存 律令国家が自 現物貨幣的な常

③によって、

布

一の規格

という、 段布の役割は認め難く、 幣政策的な意味があった」とされるが、 布の性格の完全な転換に求めるべきであろう。 ①②の意図は現物貨幣的な常布を除去して仕丁等の下級雑役者の衣服料としての段布を創 銅銭の流通促進という目的が想定される以上、 十文という大単位の貨幣としての 出する

うか。 果的に布全体に占める庸布としての段布の割合は激減する。 ぼ下級雑役者の衣服料に限定されることになったと考えられるが、 が生ずることとなる。この余剰分の庸布を調布と合成し、 は蔵されていたと理解されるのである。 全体の収取量を同一に保ったまま庸布としての段布の数量を新使途に合わせて減少させるとい)の意味もこの延長上に理解される。 衣服料としての庸布―段布は調に布以外の品目を輸納する場合にのみ収取されることになり、 それは段布の減量である。 新規格の端布として収取するというのが③の意味ではないだろ 実際の運用が如何に行われたかは不明であるが、 その結果、 和同開珎の発行 庸布の全体量には従前の雇直分だけの余剰 段布の創出によって庸 . う 実に巧妙な意図 布 調 ற் が使途は 布 が ③ 庸 結 布 ほ

を示すも 従って「布雖」有 丈から四丈二尺への伸長は「改新詔」 である。 「大化改新詔」に規定のある布で 更に③について述べれば、 八世紀史料の四丈端布の多くは計算上のものであろうが、 のかも知れない。 稍有、不、便」 四丈二尺=一端なる新規格は四丈=一端なる規格を意識したものと思われ (次章で述べる)、 それが八世紀の史料にも出現することは既に注目されてきたところ <u>③</u> の二尺五寸幅から令制の二尺四寸幅への変更に伴うものと考えることが可能である。 なる変更前の状況は、 四丈端布と五丈二尺端布 一方、その実在を否定することはできない。 の混 在 (或い は後者 る。 兀 の僅少性 丈 端 布 匹 は

布による価値表示体系の崩壊とも換言し得よう。 注目したい。 これは、 現実に存在する調 1:布・庸布が律令の価値表示体系にもはや関係し難くなった事実を示すものであり、 ⑤で示された銅銭による布の置換の制度的最終形がここに在ると考えら (505)

が令制に示された五丈二尺端・一丈三尺常とは全く異質なものになってしまったことにも

れ る。®

の「大安寺伽藍縁起幷流記資財帳」であり、九世紀以後については特殊例を除いて現在のところ史料上に検出し得ていな

③ 以上の様な規格・合成法の変更により、常布は制度上から姿を消した。実態的には、八世紀史料での最終例は天平廿年 一方、新規格の端布・段布は史料上に頻出するが、やがて本来的な意味を失って単なる規格の相違を表示するに過ぎ

律令の常布を基礎とする価値表示体系は崩壊し、銭貨による体系に置換された。ここに常布は価値表示体系の基礎 ない状態となり、結局は律令制の崩壊とともに姿を消していったと思われる。 同開珎の歴史的前提 和銅~養老期の布の規格・合成法の変更は、 ――としての生命を終え、消滅に向かったのである。 和同開珎の発行にその原因があったと考えられる。 その結果、 日本 和

- 済』上、一九七八年)、岸俊男「古代村落と郷里制」(『日本古代籍帳の (『史林』 五五 - 五、一九七二年)。 研究』、一九七三年、発表は一九五一年)、鎌田元一「計帳制度試論 九七二年)、梅村喬「民部省勘会制の成立」(『日本古代の社会と経 それぞれ、 玉置悦子 「調制に関する一考察」(『寧楽史苑』一八、
- 『令集解』賦役令蔑役条
- 『続日本紀』和銅七年二月庚寅条
- 『続日本紀』養老元年十一月戊午条

4

(3)

- 『令集解』赋役令調網絁条
- **6**) (5) 『令集解』賦役令歳役条
- 御原令の府布について」(前掲)は浄御原令の府布量一丈三尺の復活 ても、それが仕丁等の資養物としての盾であるとは限らない。同論文 とみる。浄御原令制下の肝布量が一常であったことは氏説に従うとし 喜田新六「調の網絁布について」(前掲)が基本的研究である。 『続日本紀』慶雲三年二月庚寅条。なお、この記事を明石一紀「浄

尺には一丈三尺を超える量の「傭力」=「歳役之庸」が含まれている 足「備力。」が懸念されているのであるから、大宝令制の脂布量二丈六 半滅にあたっては「軽」歳役之崩」」とされ、その際に「公作之役。不」 る必要があると思われる。 と見るべきであろう。氏の浄御原令の庸の理解はこの点から再検討す

は大宝令制の庸の各使途の量的差違を捨象しているが、慶雲三年の府

- 批判の点から、従い難い) 御原令の府布について」〈前掲〉の「段」の理解は大宝元年格の史料 であるが、この布の「端」は絹の「匹」と同一長なので、一応中国で もに調布であろうが、その性格については断案がない(明石一紀「浄 が二度出現する(正月戊子条、三月壬寅条)。 用途から見て両者はと の意味にも合うことになる。なお、『続日本紀』では大宝元年に「段 「段」は布の単位で、「端」の半分であるのが本来(史料①)の用法 「段」の中国での用法については1章②節で述べた。 古代 日本の
- 「祖布」は『大日本古文書』四・五・一二・一四・一五・一六・二

(10)

12

柴原永遠男「律令制下における流通経済の歴史的特質」(『日本史研

- に「商」「租」「租交易」「交易」の語が冠せられた場合、それらの(無) 調布・調肝合成布と見てさしつかえなく、上述の推定を妨げない。 と記す場合も前後の記載から盾布・商布と判明するもの以外の全てが る区分は八世紀の中央作成文書全体に見られるようであり、単に「布 たが、その直接の根拠は前述の「造法華寺金堂所解」が繊維製品を調 **布を「調府以外の形で中央政府に流入する布全般を指す概念」と考え** 理由や微妙な意味内容の差については今後の課題としたい。なお、商 例がない」点からも傍証されよう。ただし、同種の物品を別名で呼ぶ は布にも適用し得るであろう。この推論は弓野瑞子「古代の商布につ 物品は実体的には同一のものであることが証明されたと思うが、それ れ、「租交易」と「商」は置換可能と見なしうる。以上から繊維製品 交易」が「用」部分の「百廿四屯因幡国商」にほぼ該当すると考えら 同文書の綿の収支の記載では、収入部分の「百廿六斤因幡国気多郡和 にほぼ該当すると見られ、「租」は「租交易」の略と思われる。更に 七八頁)の糸の収支の記載では、収入部分の「四百八十五斤二両一分 記す。また、天平宝字四年「造法華寺金堂所解」(『空楽造文』中巻四 類の布の記載と考えられる部分に前者は「商布」、後者は「交易布」と 巻五七八頁、当該部分は六一二頁)と「大安寺伽藍縁起并流記資財 いて」(『史観』九八、一九七八年)のあげた「同一文書に列記される 帳」(同二巻六二四頁、当該部分は六三八頁)を比較すると、同一種 の実例は同四巻四七二頁(二五巻三二〇頁に再収)、一六巻二八三頁 の実例は同二巻六三八頁、九巻三一八頁、一四卷二四三頁、「租交易布 〇・二四・二五巻にのべ百例以上(商布より多い)現われる。「交易布 一朱租交易」が「用」部分の「四百八十絢売料率送丹波宅 宝字三年中」 脂・商(租交易等を含む)の三つに区分していることである。 天平十九年の「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」(『大日本古文書』)
 - れないことがその理由である。
 五日条)に分化したのではないか。八世紀の史料にかかる区別が見ら「交易商布」「凡商布」の二者(『日本三代実録』貞観十二年十二月廿完』一三一、一九七三年)。なお、交易雑物制の拡大に伴い、商布は
 - **柴原永遠男「律令制下における流通経済の歴史的特質」(前掲)。**
 - た木筒が出土している(『大宰府史跡出土木筒概報』(→、一九七六年)。展開』、一九七六年)。なお、大宰府史跡で「商布廿□ 十四□」と記し展開』、一九七六年)。なお、大宰府史跡で「商布廿□ 十四□」と記し、 栄原永遠男「日本古代の遠距離交易について」(『古代国家の形成と
 - 三丁成5端。」とする。 二丁成5級。」とする。
 - ⑤ 史料③を「小家族の自立性の高まり」を反映した政策とみる説が長児当二○二、一九七九年、⑤)。()内の数字は対象史料。課役制」(⑥②)、服藤早苗「古代の女性労働」(⑥②)(いずれも前課役制」(⑥②)、服藤早苗「古代の女性労働」(⑥②)(いずれも前課役制」(⑥②)、服藤早苗「古代の女性労働」(⑥②)、明石一紀「房戸制の成立と⑥)・明石一紀「房戸制の成立と⑥
 - (で) 史料③を「小家族の自立性の高まり」を反映した政策とみる説が長い、 と山泰孝「八世紀における調店制の変遷」(前掲)。ただし、後述の の) 長山泰孝「八世紀における調店制の変遷」(前掲)が「農工未分離な戸の小生産 本古代における調店制の特質」(前掲)が「農工未分離な戸の小生産 本古代における調店制の特質」(前掲)が「農工未分離な戸の小生産 本古代における調店制の変遷」(前掲)であり、石上英一「日 山泰孝「八世紀における調店制の変遷」(前掲)であり、石上英一「日 山本学「八世紀における調店制の変遷」(前掲)であり、石上英一「日
 - 二、一九八一年〉)。

 二、一九八一年〉)。

 京本・東京・東方・神・中央財政と銭貨に関する試論」

 「社会科」

 学研究』

 三、一九八一年〉)。

 東京・東方・神・中央財政の「潤滑油」としての役割も銭貨に年)。

 また、同氏は律令中央財政の「潤滑油」としての役割も銭貨に年)。

 また、同氏は律令中央財政の「潤滑油」としての役割も銭貨に
 - 『続日本紀』和銅元年五月壬寅条、八月己巳条
- 『続日本紀』和銅二年三月甲申条。

21 20

『続日本紀』和銅二年八月乙酉糸、同三年九月乙丑条。

- ◎ 栄原永遠男「和同閉珎の誕生」(『歴史学研究』四一六、一九七五年)。
- ⑩ 『続日本紀』養老六年九月庚寅条

◎◎ すべて『続日本紀』による。

- が詳細に行なっている。や料③~⑦についての検討は栄原永遠男「和同開珎の誕生」(前掲)
- ※原永遠男「和同開珎の誕生」(前掲)。総財政史の研究』(一九六一年)第四章第二節第二項
- 28 本章註⑧参照
- ⑩ 角山幸洋「写経事業従事者の衣料について」(前掲)
- ② こうして創出された調店合成布たる端布は中央では「調布」としてのこと「調店布」には品質の差がないが、「肺布」は一段階低い品質である。正倉院に伝世した布の銘文に単に「調布」と記されるからは「調店布」なる語が全く現われず、すべて「調布」と記されるからは「調店布」なる語が全く現われず、すべて「調布」と記されるからは「調店布」なる語が全く現われず、すべて「調布」と記されるからは「調店布」なる語が全く現われず、すべて「調布」と記されるからは「調店布」には品質の差がないが、「肺布」は一段階低い品質である。
-)事実、八世紀の史料では調布・商布に比して店布の量が格段に少ないのが目につく。例えば「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」(本章註⑪)いのが目につく。例えば「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」(本章註⑪)では「長布」(調布・調扉合成布の称か)三六四九端・「交易布」二では「長布」(調布・調扉合成布の称か)三六四九端・「交易布」二三に「造法華寺金堂所解」(同)では調布二三二端・「租交易布」四三二段に対して肝布は九六段である。八世紀史料全体の有効な統計は出し段に対して肝布の量が格段に少ないのが目につく。例えば「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」(本章註の人間では、100円に関係である。)
- ⑧ 沢田吾一『奈良朝時代経済の数的研究』、 関根真隆「奈良時代の布

- に沢田吾一氏は四丈端布について「葉数の計算上に於て便宜の為め四と沢田吾一氏は四丈端布について「葉数の計算上に於て便宜の為め四と沢田吾一氏は四丈端布について「葉数の計算上に於て便宜の為め四と沢田吾一氏は四丈端布について「葉数の計算上に於て便宜の為め四と沢田子一端を用いる(大多数。『大日本古文書』三巻六三二頁「写書所解」など)、②布施の基準によって布一端の長さを変えて計算する(同二など)、②布施の基準によって布一端の長さを変えて計算する(同二など)、②布施の基準によって布一端の長さを変えて計算する(同二など)、②布施の基準によって布一端の長さを変えて計算する(同二など)、②布施の基準によって布一端の長さを変えて計算する(同二など)、②布施の基準によって布一端の長さを変えて計算する(同二など)、②布施の基準によって布一端の長さを変えて計算する(同二など)、②布施の計算など)、の二種がある。なお、既参二九二頁の阿刀息人の布施の計算など)、の二種がある。なお、既参二九二百の阿刀息人の布施の計算など)、の二種がある。なお、既参二九二百の阿刀息人の布施の計算など)、の二種がある。なお、既参二九二百の阿刀息人の布施の計算など)、の二種がある。なお、既参二九二百の阿刀息人の布施の計算とと於て便宜の為め四半年に、「日本では、「日本には、「日本では、「日本では、「日本では、「日本のは、「日本のは、「日本では、「日本では、「日本のは、「日本のは、「日本では、「日本では、「日本では、「日本のは、
- 一端が何の背景もなく行なわれたとは断定し難く思われる。)天平九年但馬国正税帳(『大日本古文浩』二巻五五頁、当該部分は五九頁)に「布肆端四別」という実例が存在する。また、初期の写経五九頁)に「布肆端四別」という実例が存在する。また、初期の写経五九頁)に「布肆端四別」という実例が存在する。また、初期の写経五九頁)と見ていた。
- 辛亥条にも見られる。 ・「改新詔」の四丈端布の面積は一○○・八平方尺でほぼ等しい。織物の面積をほぼ一尺端布の面積は一○○・八平方尺でほぼ等しい。織物の面積をほぼ一尺端布の面積は一○○平方尺、養老元年格の四丈二
- に赋物計算時の特例として設けられたものであろう。す為5端。」という条文が見えるが、これは一端が四丈二尺となった後)『延喜式』巻二九判事式に「凡平1歳布1者。長五丈二尺。広二尺四

- ⑱ 『延喜式』巻三臨時祭式に「常布」が二例見える
- ☞ 平安中後期には絹・布の規格が四丈・六丈・八丈に収まってゆくよ

うである(『平安造文』ほか)。これらの規格の意味については今後の

課題としたい。

Ⅲ 常布の創出

ともに、 本章では、 調庸制成立史の研究に新たな視角を与えることにある。 七世紀における常布の創出過程を考察する。その目的は、 尤も、 ⅠⅡ章で論じた常布の性格・機能の起源を探ると 史料的制約のため、 以下の行論も一つの見通しの

(1) 「大化改新詔」第四条の布

域を出るものではない。

る。 期の意義の評価とともに微妙な変化を見せるが、 はその信憑性に疑問を生ぜしめ、令文による潤色論、更には改新否定論が提出されるに至る。その後、 を得ない。 考察は専ら史料的理由から『日本書紀』大化二年正月甲子条の「改新之詔」(以下「改新詔」と略記する)を起点にせざる 周知の如くこの「改新詔」は、 明治以来、 「原詔」の有無に関する見解の対立は基本的に変化していないようであ 律令制の出発点と評価されてきた。しかし、 戦後の史料批判 改新否定論は孝徳 !の進

らない)に基づくものと考え、布の規格という視角から接近したい。まず史料を掲げる。(全体を凶)と田の各段に区切った。) せた多数の研究が蓄積されてきた。 本稿ではこの第四条を孝徳朝の何らかの原史料(六四六年正月甲子日に出された詔とは限 造作を受けない独自の内容が見られるからである。それ故、 一改新詔」のうちでも本節で論じる第四条は改新肯定論 (潤色論) 税制史的観点からのみならず、「改新詔」全体の評価と関連さ の一拠点である。構成が二・三条と異なり、令による

- ⑧ 其四曰。
- (A) 罷』旧賦役。而行』田之調

- (B) 凡絹絁糸綿。 並随 郷土所出。 田 町絹一丈。 四町成,匹。 長四丈。 広二尺半。 絁二丈。二町成,匹。 長広同い絹の 布四丈。 長
- 広同 I 絹絁'一町成、端。 飛綿約屯。
- © 別収』戸別之調。一戸皆布一丈二尺。
- ① 凡調副物塩贄。亦随"郷土所出"。

(E)

凡官馬者。

中馬每二百戸1輪二一匹。

若細馬每二百戸」輸一匹。

其買、馬直者。

一戸布一丈二尺

- (G) (F) 凡仕丁者。改作旧每1卅戸1一人。 凡兵者。人身輸一刀甲弓矢幡鼓 克崎也。而每1五十戸一人。以一人以九1諸司。以一人,而每1五十戸一人。以一人以前 以《五十戸》充《仕丁一人之粮》。一戸庸布一丈
- 凡采女者。貢"郡少領以上姉妹及子女形容端正者」從女二人。以"一百戸。充"采女一人粮。 庸布庸米。 皆准1仕丁

二尺。庸米五斗。

考察にはいるが、 この史料には四丈と一丈二尺の二種の長さの布が出現するので、 まずそれぞれの布の性格を把握する

取された四丈の絹絁布を指すものであろう。即ち、 のそれとが結合されていると見られるのである。これは、 長である点も注目される。つまり、布にも匹(四丈)を用いる南北朝以前の税財政上のあり方と、 で指摘した日本律令の ことから始めたい。 ・絁とも一致するが、絹・絁の単位は「匹」である。即ち、規格面で一致するものの単位名が異なる訳であり、 四丈布について。 また、 第 四丈布の使途であるが、孝徳~天智朝の端布の用例(第二表)から、官人の禄に充当されたものと考えられる。 条の Bの「田之調」の賦課品目の一で、長さ四丈・幅二尺五寸、単位は (以下、仮に「四丈布」「布一丈二尺」と略記する。) 「仍賜」食封大夫以上,各有,差。 (形式的) 布端絹匹制と同じ関係をもつことになる。一方、この四丈という長さは中国の匹と同 「改新詔」 降以,,布帛,賜,官人百姓,有,差。」 四丈の絹・布を巡る段階的な中国法の継受を推測させるであろ の四丈布は令制の五丈二尺布に類似 の 「端」である。この規格 「布帛」は、「田之調」として収 布端絹匹制という隋唐 (先行) する性格を持 I 章(2)節 ば (B) この絹

っていたと思われる。単位名「端」の一致はそれを傍証しよう。

課とされるが、合成法・布一単位の規格には言及しない。この布は従来漠然と常布だと考えられてきたが、合成法・規格 が不明であり、一丈二尺と一丈三尺の相違も度量衡の変更による外見上のものではないことから、断定は不可能である。 次に布一丈二尺について。 『日本書紀』大化二年三月甲申条に © E G 田に規定され (匠も布一丈二尺を収取するものであろう)、 一戸当たり一丈二尺の賦

……復有』百姓。 臨』向」京日。 恐』所」乗馬疲瘦不,行。 以』布二尋麻二束。 送』参河尾張両国之人。 履令』發飼。……

| 二尋=| ○高麗尺=| 二唐大尺=「一丈二尺」となる、以上である。ただ、「布||丈二尺」が一尋布二単位であったか ら、「ヒロ」の語義に適当な長さ(平均身長より若干長め)をとれば一尋=五高麗尺(一七五~八㎝強)となり、従って® と見える「布二尋」こそ「布一丈二尺」の実体であろう。その理由は、 (八世紀史料に一尋単位の流通の痕跡がある)、 二尋布一単位であったかは断定できない。 ともあれ、「布一丈二尺」は 七世紀には単位「尋」の単位尺は高麗尺であるか。

という意味において)に用いられていることが明瞭である。この点で、布一丈二尺は「常」布ではないが、系譜的につな 丈二尺の性格は如何。◎「戸別之調」はさておき、◎@Ⅲ⑨ではいずれも現物貨幣的(他物品との交換を前提にしている、 「布二尋」で「常」布ではない(単位名「常」の不在)という推定はかなりの有効性をもつものと思われる。では、

現物貨幣的な短い布の二種が存在する②布端絹匹制をとる、の二点、相違点として①規格が異なる②単位「常」が存在 以上が二種の布の性格の考察である。 「改新詔」と日本律令の布について、類似点として⑴より物品的な長い布とよ ŋ,

がるものと考えられる。

ない、の二点が指摘できた。更に重要な相違点を挙げれば、③長い物品的な布と短い現物貨幣的な布の長さが倍数関係に ならない、という点がある。 つまり、 常 - 端による倍数的価値表示体系の未成立という点で、 「改新詔」 の布の規格は大

宝律令のそれと(源流たる性格は存在するが)大きな段階差がある、

と考えられるのである。

(511)

布一丈二尺は恐らく慣習的な規格に由来するものと推定されるのである。 両種の布の性格の違いは、 その起源の違いに求めるのが妥当ではないか。 両者の基準尺が、 即ち、 四丈布は中国の 前者は唐大尺、 後者は高麗尺 「匹」布に、

に唐大尺による表記が行なわれ、税制としての統一性が付与されていることも見逃せない。 (或いは高麗尺によって基礎づけられた身体尺)と異なることも起源の違いから説明できよう。尤も「改新詔」ではとも

最後に、布の性格という点から「改新詔」の二つの「調」について考察しておきたい。

から、 施不可能な税ではなく、また、 まず「田之調」であるが、四丈布は令制の端布の源流と見られ、かつ「改新詔」第一条と密接に関連すると考えられる 「田之調」こそ「改新詔」における中心的な「調」と考えて良かろう。その賦課基準は田の面積であるが決して実 「実際は戸に賦課されることを前提として設定された」と考えてよいと思われる。

能性として提示しておく。(尤も、「戸別之調」が新制であるか否かについては未だ断案がない。) すれば、「戸別之調」=付加税と想定するのが最も妥当であろう。ただ、その場合、 性を考慮すれば、印~印の諸負担を全て「戸別之調」の内容と見るべきかも知れない。文体上の難点はあるが、一つの可性を考慮すれば、印~印の諸負担を全て「戸別之調」の内容と見るべきかも知れない。 方「戸別之調」については、 「田之調」を右の如く理解し、現物貨幣的な「布一丈二尺」が収取されたことをも併考 かかる税目を「別」に設定した必然

賦課対象が別だとする説には従えない。また、後の丁調へは「田之調」が直接に移行したものと思われ、一方、 このように、 は庸・調雑物・贄等の税目の前提となったのではあるまいか。 布の性格から見る限り「田之調」「戸別之調」は同時に行なわるべき二種の性格の異なる賦課と考えられ、 「戸別之

布の性格を考察することにあった。得られた結果をもとに、節を改めて大宝律令までの歴史過程を追ってみたい。 以上、「調」、 特に 「戸別之調」については推測を重ねすぎたきらいがある。 本節の目的の第一はあくまで「改新詔」 の

ちつつ併存した時期があっ

たと見做しておきたい。

(2)常布の創出過程

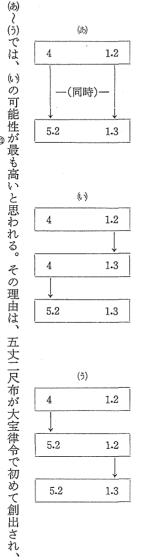
据えて考察する。 に単位名と実長を併記した史料がないことは本稿の如き視角にとっては致命的ですらある。 本節では、 前節で明らかにした その場合、 七世紀後半の歴史過程を具体的に跡付けることは史料的制約のために非常に 「改新詔」と大宝律令との段階差が如何に克服されてい . つ たかを、 従って、 常布 本節は前節以上に 困 の創出を中心に 難 であり、

測を重ねることとなろうから、 「改新詔」から大宝律令に至る間に布には、 現時点での一つの試論としてのみ提示する次第である。 (1)四丈布→五丈二尺布、 ②布一丈二尺→一丈三尺布、 (3)尋布→

(1) (2) この前後関係には論理的には次の三つの場合が考えられる。 布の伸長について考察する。

の三種の変化が起きた。

まず、



長の必然性として想定し得るのである。 いこと、 の二点である。 後者を補足すれば、 従って、 いでは、 いを最も可能性の高いものと考え、 四大布 の三分の一の長さとしての一 四丈布と一丈三尺布が倍数関係を保 丈三尺布 ر ف 創、 甾、 ということが

次に尋布→常布の変化について。一丈二尺→一丈三尺の伸長との前後関係には論理的に次の三つの場合が考えられる。

三尺布だったと推定されるところからのである可能性が低いこと、

めでは布

丈二尺→一丈三尺布の伸長

の必然性が乏し

その基

一礎が

丈

ての から、 自然で可能性の高い過程と理解しておく。 意味が強い。 は分割されたものを数える単位であるから、◎ 切~めでは、 **(7)** 「二尋」を表わす中国の単位 切~

炒のいずれもが成立しうるのだが、 1.2 2 尋 (ア) 従って、 --(同時)--可能性が最も高いと思われる。 四丈-一丈三尺の倍数関係が設定されたのと同時に下級単位「キダ」が出現し、 1常 1.3 「常」がもち出された、 (1) 1.2 2 尋 日本では 一方、 1.3 2 翠 その理由は 常 「ヒロ」 1常 1.3 と考えるのが最も自然であろう。 の和訓が 常 の上級単位というより「ムラ 採用の必然性である。 (ウ) 「キダ」であることに注意せねばならない。 1.2 2尋 1.2 1常 常 1常 1.3 従って、 (端)」の下級単位としての の原義は とりあえず⑦を最も その際、 ょ「倍尋」 前提とし である

如くである。 以上の推測をまとめて、 「改新詔」から大宝律令に至る最も可能性の高いと思われる過程 (い十分) を略述すると次

は、 格の布であった。 「改新詔」では四丈布 京畿内特例措置の施行に伴い一丈三尺常布の四倍長の五丈二尺端布が創出された。 七世紀後半のある時点で四丈端布と倍数関係を有する一丈三尺常布が創出される。 (単位 「端」) と布一丈二尺 (単位 「尋」) が規定されていたが、 両者は倍数関係を持たな やがて大宝律令で 別性

以上の推測を最も可能性の高い過程と仮定した場合、 の史料上の初見は次に掲げる『日本書紀』天武五年八月辛亥条である。 一丈三尺布=常布の創出時期は何時と考えられるか。 単位

(10) 詔曰。 四方為一大解除。 用物則国別国造輸"秋柱" 馬 匹。 布 一常。 以外郡司各刀一口。 鹿皮一張。 鑁 디 刀子一口。 п

4

『新訂増補国史大系・日本書紀』の本文は「貴」とするが、

、底本に

矢一具。稲一束。且毎,戸麻一条

ることが可能となる。

従って、 常布の創出は少なくとも天武初年まで遡及し得ることになり、一端=三常制の成立を天武初年かそれ以前 に求 å

するものと考えられる。 位の設定?)、と臆測される。他方、一端=三常制は端布が現物貨幣的な布の基礎を獲得する第一段階でもあった。 天武初年に創始され、それは具体的には「田之調」から丁調への移行を示すものではないか ここで注目されるのは、 かかる状況に加えて天智九年の庚午年籍の全国的作成という条件を踏まえれば、 天武初年における調制の整備である。これは同時期の部曲の廃止、8 (新賦課基準に即した下級単 禄制 食封制 一端=三常制は この整備に関連

例措置によって) 一端=四常制への変更が行なわれた。こうして1章で考察したような常布を基礎におく日本律令の整然 成立し、また糸綿の絢屯合成が開始されたと考えられ、調庸制は完成に近づく。そして、大宝律令ではの 😭 出)の可能性を提示し、その背景に「田之調」から丁調への移行を想定しておきたい。その後、浄御原令では歳役の庸 以上、推論に推論を重ねてきたが、一つの見通しとして、天武初年における一端=三常制の創設 (=| 丈三尺常布の創 (恐らく京畿内特

④ 研究史の詳細は、野村忠夫『研究史大化改新・増補版』(一九七八

たる価値表示体系が完成されたと考えられるのである。

- ② 鎌田元一「評の成立と国造」(『日本史研究』一七六、一九七七年)、
- の論点も整理されている。 制の成立」(『律令負担体系の研究』、一九七六年)が重要で、諸研究五、一九八二年)に列挙されている。それ以外では長山泰孝「律令調五、一九八二年)に列挙されている。それ以外では長山泰孝「律令調) 主要な研究は梅村衙「律令財政と天皇祭祀」(『日本史研究』二三
 - たらである。関発「改新の詔の研究」(『東北大学文学部研究年報』一五・一六、一九六五・六六年)参照。 対尾次郎『律令財政史の研究』(前掲)。

(5)

と同じ唐大尺を使用し始め、『日本書紀』大化二年二月甲申条の所謂 29銅六年に唐大尺に統一される)。七世紀中葉には、常用尺として令制 (51小尺)の使用が規定され、両者の長さの比は一・二対一であった(和 15)

令制では度地尺として高麗尺 (令大尺)、常用尺として唐大尺

- 使用の尺度について」〈『日本史研究』一二六、一九七二年〉)から、 幅が高麗尺表記とすれば過大になることからも傍証されよう。 よかろう。 この推測は絹・絁・布の緞長(四丈)の遺存(前述)、 総 「改新詔」の「丈」「尺」「寸」も同様に唐大尺による表記と考えて
- 発表は一九六九年)。 林紀昭「大化海葬令の再検討」(『論集終末期古墳』、一九七三年
- の文化史22ものさし』〈一九七七年〉〉である。この長さに平均身長よ)「ヒロ」の語義は「両手をひろげた幅」(小泉袈裟勝『ものと人間 論』(一九七八年)、参照 り長めの約一八二㎝がとられた実例については、戸沼幸市『人間尺度
- 代の日本』九、一九七一年)参照。また、同論文によれば浄御原会 卷六文武王五年条)。 設置時期まで遡る)、本稿で推定した一尋=高麗尺五尺と重複しない (或いは大宝令) 以前は一歩=高麗尺六尺であり (上・中・下三道の 高麗尺の実長については、岸俊男「古代地割制の基本的視点」(『古 新羅では尋と歩が別単位であった可能性がある(『三国史記』
- 単位の布が見えるが、ハギレの布(「端×条」と記すもの)の条数と される。(尤もこれは二尋単位の流通を否定するものではない。) の関連から、尋単位の布は一尋で一条(一単位)をなしていたと推定 「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」(前章註⑩)の交易布の内訳に尋
- 単位の布綱が見えるが(『大日本古文書』一二巻二四一頁)、海深測完 的な「ヒロ」制の存在を想定しても良かろう。なお、正倉院文書に尋 位としての尋制が中国から朝鮮経由で伝えられたと推定するが、慣習 また『平安遊文』の十一世紀以降の史料には尋単位の布・絹が散見さ の単位に尋を用いること(円仁『入唐求法巡礼行記』)と関係するか なお、林紀昭「大化薄葬令の再検討」(前掲)は度地単位・布帛畄

- 川庄八「律令「租税」制に関する二、三の問題」(『古代の日本』九、 一九七一年)、参照。 (伸長は布に合わせたものか)。なお、四丈の絹・絁については、 四丈の絹・絁も令制の五丈一尺匹単位の絹・絁の源流と考えられる
- 掲)、長山泰孝「律令調制の成立」(前掲)。 村尾次郎前掲書第二章第二節第三項、関晃「改新の詔の研究」(前
- 一九八二年)。 吉村武彦「大化改新詔研究にかんする覚書」(『千葉史学』創刊号、
- の両者を含むものと考えられるのではないか(この推測は、石上英 八月癸酉条の「男身之調」も、この観点から「田之調」「戸別之調 「日本古代における調店制の特質」〈前掲〉の「男身之調」の理解を 長山泰孝「律令調制の成立」(前掲)。なお、『日本書紀』大化二年
- 17 参考にしたものである)。 註⑩に同じ。ただし性格の理解は異なる
- える資養物の庸が「歳役の庸より後次的・派生的なもの」とする岸龍 字理解に基く和訓と見たほうがよいのではないか。これは改新詔に見 れば「チカラシロ」は「庸」の語義に適するばかりか、むしろ「庸」 大辞典』という一般的な意味に解することが十分に可能で、そうす とは言い難い。「シロ」は「かわりとなるもの、代用。」(『日本国語 いるものという意味」に解するが、この語義理解は確実な論拠に基く 由は、①石上氏は「馯」の和訓「チカラシロ」を「チカラのために用 こと「扉」字の潠色に関する限り岸説はなお有効と思われる。その理 「日本古代における調店制の特質」(前掲)が詳細に批判しているが、 により潤色であることが指摘されている。 なお、 同論文を石上英 「造籍と大化改新詔」(『日本古代籍帳の研究』、発表は一九六四年) 最も問題となるのはGIOの「庸」字であろうが、この文字は岸俊里

(i)

□、一九八○年)の問題とともに更に考えたい。 は石上氏の同論文三三頁の記号①②③④に対応するものである。) な 用いられた令文を大宝令には限定できなくなった。(以上の①②③④ だ、③斗表示・④采女養田についての石上氏の批判は正当で、潤色に って仕丁等の資整制の有無を論じている訳ではない。従って、例えば、 に有利であろう。 ②岸説は 「庸」 字の潤色を問題にしているのであ 「大▽浴庫□」と記した七世紀中葉のものらしい木筒(『飛鳥京跡』(錦ヵ) 「調」を想定すれば一応問題は解決する。 性格は不明確ではあるが 「養布」「養米」といった制度の存在は想定し得る、以上である。 GHの「庸」が潤色でなかったとしても、「庸」を含む広義の

- 学院雜誌』七一 一一、一九七〇年)、明石一紀「日本における里制 と編戸制の特質」(前掲)、など。 九六〇年)、林陸朗「大化改新詔の「田之調」と「戸別之調」」(『国 井上辰雄「大化の詔の「調」について」(『東方古代研究』**一○、**一
- 長山泰孝「律令調制の成立」(前掲)。
- 21) に由来し、その基礎が常布であると推測される。 京畿内調の半減措置は大宝令で成立したと考えられるが **1章(1)節で述べた如く五丈二尺=一端はこの京畿内調優遇措置** (1章(2)
- 「倍尋謂」之常。」(『小爾雅』第十一)、「倍尋曰」常。」(『周礼』

結

語

工記蔵人注)。 確認した。)後者を『令抄』が「常」の説明に引用している。 (出典は 『大漢和辞典』の指摘により、 四部選刊本で

- 『日本国語大辞典』「きだ」〇の用例
- 『日本書紀』天武五年五月庚午条。

24

- 『日本書紀』天武四年二月己丑条
- 更に同年八月丁酉条・九月戊寅条の(恐らく節日等に無関係な)食封 ・禄の賜与を食封制・禄制の整備と関連づけて理解し得るかも知れな 『日本書紀』天武五年四月辛亥条に封戸の税に関する施策が見え、
- 長山泰孝「歳役制の成立」(前掲)。
- 場合、②大宰府支出と見られる綿の場合、の二種に大別されるようで ある。なお、②については、養老年間に大宰府でも「屯」制が開始さ から絢へと変化していることが読みとれる。なお、浄御原令以後に綿 れ、大宰府資綿制と関連するかも知れないと臆測されることを付言し ・糸を斤単位で表記するのは、(1)未だ調店物として収取されていない 第二表から、持統三年を境に綿の単位が斤から屯へ、糸の単位が斤
- 御原令段階での一端=三常制を想定しているようである なお、明石一紀「日本における里制と編戸制の特質」

の調庸制成立・変容の過程を考察した。今一度結論を要約すれば、

本稿では、常布を基礎とする日本律令の倍数的な価値表示体系を抽出し、それを前提として七世紀中後期~八世紀前

日本律令の価値表示体系は唐律令のそれに比して単純かつ倍数的・一元的である。その原因は、 絹生産・流通の後

期

進性とそれに代わる匹端制とは異質な常規格の布の存在に求められる。

(ii) よる価値表示体系は崩壊し、 和 同開 一弥の発行により、 常布の機能は銭貨に吸収せしめられた。 銭貨による体系に置換された。 同時に布規格の変更が行なわれ、 その結果、 布に

(iii) の移行は恐らく天武初年に「布二尋」から創出された常布による一端=三常制に始まると推測される。 「大化改新詔 の布は律令制の布の源流たる性格をもつが、 倍数関係の未成立が両者の段階差を示す。 律令的

考えている。 以上の考察から、 常布が律令国家の中で果たした(果たさせられた)役割と、 その歴史的意義の一端を明らかにし得たと

最後に今後の課題を設定しておきたい。

考察を進める必要があろう。 土地売買の際の布の使用、 であるが、 第一に八世紀中葉以降古代末期に至るまでの布の性格である。 実態的にはかかる性格は遺存した可能性が大きい。 商布の多出、 等の観点から、 生産・流通の発展した絹・絁や稲穀との関連を見据えつつ、 銭貨流通の限界・信用の下落、 制度的には銭貨によって現物貨幣的性格を剝奪された布 月借銭質物· 写経所: 布施 更に

第二に正倉院宝物の布銘文の再検討。 の他にも未解決の問題は多く、 賦役令調皆随近条の運用・貫徹度のみならず、 本稿の論証上の不備を再検討する必要性も感じるが、全てこれからの研究課題とした 遺物としての布全体との関連から墨書を把握し直す必要がある。 布の収奪や伝来過程の実態が明確になるのではなかろうか。 それによって初

ζý

(A)

Ε 本 律

(甲)

令

調副物。正丁一人。紫三両。……京及畿内。皆正丁一人調布一丈三尺。 若輸二雜物」者。鉄十斤。……次丁二人。中男四人。並准,正丁一人。其 五丈二尺。広二尺四寸。 其望陁布。 四丁成、端。 長五丈二尺。広二尺八寸。 尺。広園山網經。糸八両。綿一斤。布二丈六尺。 並二丁成山絢屯端。端長 次丁二人。中男四人。各同:一正丁 成、匹。長五丈一尺。広二尺二寸。美濃施六尺五寸。 凡調網粒綿糸布。並随三郷土所出。正丁一人。 調網施多 絹絁八尺五寸。六十 八丁成,匹。長五丈!

月日。各以1国印1々之。 賦役令 歳役条

賦役令 調皆随近条

凡調皆随、近合成。絹絁布両頭。及糸綿囊。具注、国郡里戸主姓名年

得、過、淵日。次丁二人。同、一正丁。中男及京畿内。 不、在、収、 脂ラ 役,者。満,卅日。租調俱免。役日少者。計,見役日。折免。通,正役。並不, 凡正丁歳役十日。 若須、収、扉者。 布二丈六尺。一旦二尺六寸。須、密 -

賦役令 計帳条

(D)

仕丁。采女。女丁等食。以外皆支n配役民雇直及食。九月上旬以前申b 凡每、年八月卅日以前。計帳至。付、民部。主計計、府多少。充、衛士。

賦役令 貢献物条

無,損壞穢悪,而已。不、得,過、事修理。以致,労費。 准、布為、価。以、官物、市充。不、得、過、五十端。其所、送之物。 凡諸国貢献物者。皆尽,当土所出。其金。銀。……及諸珍異之類。皆 但令

学令 在学為序条

凡学生在、学。各以、長幼、為、序。 初入」学者。皆行」束修之礼於其

唐

律

令

(Z)

賦役令 復原第一条

Œ'

麻毎、年支、料。有、余折:一斤。輸,粟一斗。与、租同受。 帛皆潤尺八寸。長四丈為」匹。布五丈為」端。綿六両為」屯。 丈。布二丈五尺。輸1歲絹絁1者。 約。麻三斤為¸綠。若当戸不¸成₁匹端屯約淚¡者。 皆随¸近合成。 其調 諧課戸。毎√丁租菜一石。調綾絹絁布。並随「郷土所出。綾絹絁各二 兼調綿三両。 輸布者。 席三斤。 布 糸五両為

其調。 賦役令 皆害印。 復原第二条

®

賦役令 復原第四条

©′

日。絁絹各三尺。布三尺七寸五分。 三十日租調俱免。從日少者。役日折免。通二正役一並不」得」過二五十日。…… 須」留役」者。 満一十五日一免、調。

奏訖。若須、折一受余物。亦先支、料同時処分。 無者。録ゝ状奏聞。不ゝ得:便即科下。

諸課役。每\年計帳至,尚證省。度支記就來年事。限,十月三十日以前:

若是軍国所、須。

庫蔵見

æ′

'n

賦役令

復原第八条

以,官物,充市。所,質至薄其物易,供。 賦役令 復原第二七条 諸諸州貢献。皆尽山当土所出。准、絹為、価。 多不、得、過、五十匹。 並

学令 復原第二条

©/ 其生初入。置,束帛一篚。酒一壺。修一案。

号為。束修之礼。

師。各有一端。皆有心酒食。其分心束修。三分入心博士。 二分入心助教 禄令 給季禄条

綿参拾屯。布壱百端。鍬壱百肆拾口。正従二位。……秋冬亦如\之。 月,至,正月。上日一百廿日以上者。給,春夏禄。正從一位。絁参拾匹 凡在京文武職事。及大宰。 壱岐。 対馬。 皆依,官位,給,禄。自,八

禄令 食封条

位。……中宮湯沐二千戸。⑵東宮一年雜用料。絁三百匹。綿五百屯。 糸五百絇。布一千端。鳅一千口。鉄五百廷。 食封之例。正四位絁十疋。綿十屯。布五十端。府布三百六十常。従四 (1)凡食封者。一品八百戸。……従三位一百戸。其五位以上。不」在

(I) 禄令 皇親条

糸八約。布十二端。 鳅十口。秋絁二匹。綿二屯。 凡皇親。年十三以上。皆給;時服料。春絁二匹。糸二約。 布六端。 、 鉄四廷。其給1乳母1王者。絁四匹 布四端

1 禄令 嫔以上条

布六十端。夫人。……。嬪。……。若带」官者累給。秋冬亦如」之。以」綿代 凡嬪以上。並依,品位。給,對禄。其春夏給,号禄。妃絁廿匹。 糸卅約

営繕令 計功程条

一常得由六功。 月八月九月。為二中功。一常得五功。十月十一月十二月正月。為一短功 凡計,,功程,者。四月五月六月七月。為,長功。布一常得,四功。二月二

(公式令 論奏式条

論奏式

粮五百石以上。奴婢廿人以上。馬五十匹以上。牛五十頭以上。若勅 授外応、授、五位以上。及律令外議応、奏者。並為、論奏。…… 郡。差言発兵馬一百匹以上。用:蔵物五百端以上。銭二百貫以上。食 右大祭祀。支言度国用。增言減官員。断言流罪以上及除名。廃言置国

束修。三分入,博士。二分入,助教

©′ 禄令 復原第一条

諸百官每、年禄。正一品七百石。従一品。……外官降1一等。

封爵令 復原第六条

(H)

一千五百戸。県侯一千戸。県伯七百戸。県子五百戸。県男三百戸。 諸食邑者。王一万戸。郡王五千戸。国公三千戸。郡公二千戸。県公

①′ 『唐令拾遺』ニナシ。

①′ 『唐令拾遺』ニナシ。

®′ 営繕令 復原第一条

為一中功。十月十一月十二月正月。為一短功。 諧計,功程,者。四月五月六月七月。 為,長功。 二月三月八月九月。

①′ 『唐令拾造』ニナシ。

十人。馬五十匹。牛五十頭。羊五百口已上。則用」之。五曰勍旨。 ……。 六曰 授"六品以下官"处"流已上罪"用"麻物五百段"。 鐵二百千。 倉糧五百石。 奴婢二 曰勅。謂。御酉』発日」動也。 增r減官員。 應r從州県。 徵r発兵馬。除r免官厨。 冊書。……(註略、以下周)……二曰制書。……三曰慰労制醬。……四曰発 論事勅也。……。七曰勅牒。…… 「参考」文ヲ掲ゲル。(唐六典巻九中書令条)凡王言之制有ゝ七。一曰 Ŧ **(1)** N 從二位。..... 喪葬令 名例律 職事官条

官役折、肝。

其物雖\多。 限 (2)若欠量官

止五年。一人一日。折前二尺六寸 物。応、徵、正職及贖物。無、財、以備、者。 端以上五十日。 廿端以上卅日。 不、満、廿端、以下廿日。 者。亦不」在,免限。若応」徵,官物,者。准」直。五十端以上一百日。卅 若無、故過、限不、輸者。会、赦不、免。雖、有、按訴。拠、理不、移、前断 獄令 贖死刑条 凡職事官薨卒。賻物。 (1)凡殿,死刑。限,八十日。流六十日。徒五十日。杖册日。笞卅日。

除名。……盗及枉」法。謂。盗三端。枉法一端者。;;; 即監臨主守。於、所、監臨。犯、針。盜。略、人。若受、財而枉、法者。 名例律 凡犯1八唐。故殺人。反逆縁坐。……獄成者。雖、会、赦猶除名。…… 平職条(逸文) 亦

(7) 一人一日。為,布二尺六寸。…… 職制律 ⑴(凡)平、臟者。 拠、犯処当時物価又上布沽。 上書奏事而誤条

1

- 端,而言,十端,之類。..... 即入誤有入害者。各加二一等。有入害。謂。当人言,勿原,而言,原之。当人言,千 上:|太政官|而誤。笞卅。余文書誤。笞廿。誤。訊。脱π乘文字。及錯失者。 凡上書若奏事而誤。 答五十。 口誤減二二等。 口誤不」失」事者勿」論。
- Œ 不、枉、法者。一尺杖七十。三端加二等。卅端加役流。 職制律 監臨官受財枉法条 凡監臨之官。受、財而狂、法者。一尺杖八十。二端加二一等。卅端紋。
- **3** 職制律 監臨官受所監臨財物条

Ø, 復原第八条

正従一位。

絁卅匹。布一百廿端。

鉄十連。

īΕ

諸職事官薨卒。文武一品賻」物二百段。 栗二百石。二品……

®′ 獄官令 復原第三六条

十月。 百日。三十匹以上五十日。二十匹以上三十日。 若無、故過、限不、輸者。会、赦不、免。 諸贖:死刑。限:八十日。流六十日。徒五十日。杖四十日。 (「亦不、在、免限。」 ?)若応、徴、官物、者。 准、直。 五十匹以上 雖\有\披訴。拠\理不\移\前断 不上淌二十四,以下一 答三十日

名例律 十悪反逆縁坐条

T)

即監臨主守。於-所-監守-內8犯-奸。盗。 亦除名。……盗及枉法。謂。驗一匹者。…… 諸犯二十悪。故殺人。反逆縁坐。……獄成者。雖」会」赦猶除名。 略、人。若受、財而枉、法者。

(1) 名例律 平臟者条

(2)平,功府,者。計

人一日。為:絹三尺。…… (1) 諧平、臟者。 皆拠、犯処当時物価及上絹估。 (2)平:功府,者。計二

失者。即入誤有入害者。 各加二三等。 有之害。卻。当人言,勿原,而言,原之。当 上:尚書省:而誤。答四十。余文書誤。答三十。誤。謂。脱ī剩文字。及錯 諸上弘岩奏事而誤。 杖六十。 口誤減二一等。 口誤不」失」亦者勿」論。 職制律 上書奏事誤条

音,1千匹,而音,1十匹,之類。.....

各減;一等。枉、法者。二十匹絞。 絞。不、狂、法者。一尺杖九十。二匹加二一等。三十匹加役流。 職制律 受所監臨財物条 職制律 監主受財枉法条 諸監臨主司。受、財而枉、法者。 一尺杖一百。 一匹加二一等。 不、狂、法者。四十匹加役流。

35 (521)

無」禄者

凡監臨之官。受於一監臨一財物。者。一尺笞计。 一年。十端加二等。七十端近流。与者減五等。罪止杖一百。 加二一等。強乞取者。准、枉、法論。 一端加二等。 乞取 十端

戸婚律 同居卑幼私輙用財条(逸文) 凡同居卑幼。私輙用、財者。五端笞十。五等加二一等。罪止杖一百。

戸婚律 許嫁女輙悔条(逸文)

(凡) 許嫁女已受: 聘財。 而極悔者。 笞五十。 …… 專財。 訊。 一端以上。

凡強盗。……不、得」財。徒二年。 一尺徒三年。 二端加二一等。十五

遠流。十

賊盗律

強盗条

端及傷、人者紋。殺、人者斬。……其持、杖者。雖、不、得、財。 端紋。傷人者斬。 賊盗律 凡竊盗。不」得」財。笞五十。一尺杖六十。 網盗条 一端加二一等1 五端徒一

年。五端加二一等。五十端加役流 雑律 坐臟致罪条(逸文)

二端加二一等。罪止徒三年。 前。非"監臨主司。因」亦受」財者。与者滅:五 坐、臟致、罪者。 一尺笞十。 一端加二一等。 十二端徒一年。 十

(雑律 罪止杖六十。卅端加;二等。百端又加;三等。各令,備償 (凡) 負債。違、契不、償。一端以上。違二廿日。答廿。廿日加二一等。 負債違契不償条(逸文)

0 雑律 (凡)造,器用之物及網布之属。有,行濫短狭,而売者。 造器用之物条(逸文) 各杖六十。

3 (凡)故焼,官府廨舎及私家舎宅。若財物,者。 十五端紋。殺言傷人,者。以,故殺傷,論。 故焼官府廨舎条(逸文) 徒三年。臟満五端

> 匹徒一年。八匹加二一等。五十匹流二千里。 与者减三五等。 罪止杖一 百。乞取者加二一等。強乞取者。准、枉、法論。 諧監臨之官。受·所·監臨·財物·者。一尺答四十。一匹加·一等。八

戸婚律 卑幼私輙用財条

諸同居卑幼。私顧用、財者。十匹笞十。十匹加二一等。罪止杖一百。

④′ 戸婚律 許嫁女報婚書条

無.許婚之書。但受.婢財.亦同。韓財無.多少之限。酒食者非。..... 諸許嫁女已報:婚書。及有:私約。……而颟悔者。 杖六十。

(F) 五匹紋。傷人者斬。 賊盜律 竊盗条

及傷、人者紋。殺、人者斬。

······其持、杖者。雖、不、得、財。流三千里。 徒二年。一尺徒三年。二匹加二一等。十匹

諸強盗。……不」得」財。

賊盗律

強盗条

諸竊盜。不、得、財。笞五十。一尺杖六十。 一匹加二等。 五匹徒一

(a) 年。五匹加二一等。五十匹加役流 雑律 坐賦致罪条 諸坐、臟致、罪者。 一尺笞二十。 一匹加二一等。 十匹徒一年。 十匹加二

一等。 罪止徒三年。 間。非"監臨主可」而因」亦受」財者。与者滅:五等。

⊕′ 等。罪止杖六十。三十匹加;二等。百匹又加;三等,各令;備償 雜律 負債違契不償金 諸負債。違、契不、做。一匹以上。違二二十日。答二十。二十日加二

0 諧造:器用之物及絹布之属。有:行濫短狭;而売者。各杖六十。 雜律 器用網布行濫条

3 千里。十匹統。殺1個人1者。以1故殺傷1論 雑律 諸故焼。官府廨舎及私家舎宅。若財物一者。 焼官府私家宅舎条 徒三年。殿満,五匹,流二

									天智					-		斉明					白雉	**********			大化	
0	九	八	-Li	六	Æ.	四	三	=		七	六	Ħ.	四	=	<u> </u>		Ħ.	四	Ξ	=		Ŧi.	四	=		年
六七一	六七〇	六六九	六六八	六六七	六六六	六六五	六六四	六六三	六六二	六六一	六六〇	六五九	六五八	六五七	六五六	六五五	六五四	六五三	六五二	六五一	六五〇	六四九	六四八	六四七	六四六	西曆
匹 a			匹 a																			匹 a			匹 d	絹 絁
									斤 a																	糸
厅a			斤 a						斤a			斤。										恶 a				綿
端 a									端 a		端 a											端 a			端d·尋c	布
一文武元	<u></u>	九	八	七	六	Æ.	四	=	=		朱鳥 元		=			<u>_</u>	九	八、八	七	六	Ŧī.	四四	=		天武元	年
六九七	六九六	六九五	六九四	六九三	六九二	六九一	六九〇	六八九	六八八	六八七	六八六	六八五	六八四	六八三	六八二	六八一	六八〇	六七九	六七八	六七七	六七六	六七五	六七四	六七三	六七二	西曆
	<u>匹</u> a			匹 a	匹 a		<u>灰</u> a					匹 b				<u>рс</u>	厄 a					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				絹·絁
	約a				斤c							斤 b														糸
			Æ a	H a	屯 a	屯 a	屯a	屯a・斤a								斤a	屯 a									綿
常 a	端 a		端 a	端 a	端 a	端 a	端 a	端a·常e				端a・端b・常b				端 a	端 a				常 d	•				布

			慶雲			大宝			
四	Ξ	=	元	=	=	元	四	Ξ	=
七〇七	七〇六	七〇五	七〇四	七〇三	七〇二	七〇—	100 100	六九九	六九八
	匹 a		匹 a			匹 a	匹 a	匹 a	
	絢a		約a			約 a			
			屯 a			斤 a	屯 a	屯 a	
端 a	端 a		端 a			段 a	端 a	端 a	
一義老	tari se se tari	霊亀	***************************************						和銅
元	=	元	七	六	Æ.	四	Ξ	=	元
七一七	七一六	七五五	七一四	七二三	七二二	七二	七10	七〇九	七〇八
匹 a		匹 a	斤 d	匹 a	匹 a	匹 d	匹 a	匹 a	匹 a
絢 a				約 a		絢 d		約 a	
屯a·斤a		斤a・屯a	斤d・屯d					屯a	
端a·端d		端 a	段 d	段 d	端a·常d		端a		
							 38	(5	

性格を表す。 〈本装は大化二年~發老元年の『日本書紀』『続日本紀』等に見える絹・絁・糸・綿 ・布の単位の一覧である。 各単位に付したアルファベットは左の

c:在地のもの

なお同一年に同一性格の同一単位が複数回現われても、一つのみ取った。 d:収取等の基準 a:賜物・財物 e:貢献物 b:官司間の移動

(京都大学大学院生

■章註⑪に関して

ただ、 ていることから、先の商布↓交易布の対応はなお有効性を保ち得ると考えている。 させたのであるが、ここに至って交易崩布(薬師寺)↑商布 (法隆寺) ↑ 腈布+交易布 (大安寺) の三者の対応関係を考察する必要が出てきたと言える。 の資財帳の布の記載を比較した際には、法隆寺資財帳に肺布の項がないのは同寺が肪布を持っていなかったためだと考えて「商布」と「交易布」を対応 (同論文)薬師寺流記資財帳に「絁、糸、綿、長布、交易脂布、紺布」等の数量を記した項目があったらしいことを知った。Ⅱ章註⑩で法隆寺と大安寺 脱稿後、東野治之「大宝令前の官職をめぐる二、三の問題」(『日本古代の都城と国家』、一九八四年)を読み、天平三年~十三年のものと推測される 「交易崩布」についてはなお慎重な史料批判が必要と思われる。また、実際に「交易崩布」が存在したとしても、他史料では脂布と商布は区別され 「交易庸」なる語が他史料にないこと、薬師寺資財帳の当該部分は『西大寺緑起』が数量を省略しつつ引用したものであること、の二点を考えれ

(補記2 Ⅲ章註⑱に関して

されたい。

註でふれた『シロ』の解釈については、脱稿後発表された鎌田元一「「部」についての基本的考察」(『日本政治社会史研究』上、一九八四年) を参考に

Jofu 常布 and Choyosei 調庸制

by

Shinji Yoshikawa

This thesis has thrown light upon the formation and the transformation of the Choyosei through the consideration of the standards and compositions of the Fu 布 with a viewpoint of current-economy.

Both Taiho 大宝 and Yoro 養老 Ritsuryo 律令 at least had the system which indicated the payment of Choyo, the value of goods and the amount of labour with a unit of Jofu (which was a 1 Jo 丈 3 Shaku 尺 long, and 2 尺 4 Sun 寸 wide hemp cloth), and was different from that of Tang.

Such a Jofu's function conditioned the issue of the Wadokaiho 和同 開珎 and the result was that the Jo 常 standard was denied, which projected the coin-circulation.

So it may be said that this was the main cause of the change of the Chovo-Fu-standard in the Wado 和同 Yoro periods.

The Jofu's antecedent is supposed to be "布 2 Hiro 尋" (=布 1 ± 2 尺) which appeared in the historical sources in the middle of the 7th century. So the process can be supposed: Kaishinnosho 改新詔 (the pre-formation of Jofu) \rightarrow The 1st year of Tenmu 天武 period (1 Tan 端 = 3 常) \rightarrow Taihoritsuryo (1端= 4常).

Political system during the Terauchi 寺内 Cabinet

by

Hidenao Takahashi

This article analyzes the government during the Terauchi Cabinet and clarifies the nature of its political system. From a viewpoint of the relations among the leading political powers, are investigated, the struggle for power and such important policies as financial ones, ruling ones toward people, ones with China and interventional ones against the Soviet Union.